

回 覧

高政推第90号
平成30年5月7日

町民の皆様へ

高森町長 草村 大成
(公印省略)

平成30年度花のあるまちづくり事業補助金について (通知)

平素より、本町まちづくり行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「日本で最も美しい村」連合に加盟する高森町では、“花のあるまちづくり”を推進するため、町内の団体が人々の目に触れる場所に花を植栽し景観を向上する取組に対し今年度も支援致します。

つきましては、別添の「高森町花のあるまちづくり事業補助金のご案内」により、広くご活用下さい。

また、本事業について何かご不明な点等ございましたら下記担当までご連絡下さいますようお願い致します。

なお、申請書は、当町ホームページでダウンロードできるほか、町役場政策推進課で準備しております。お気軽にご相談下さい。

担 当：政策推進課 まちづくり係
岩下・工藤
連絡先：0967-62-1111 (内線 152・156)

花を植栽する活動を支援します

～高森町花のあるまちづくり事業補助金のご案内～

◎補助金額 上限5万円

◎交付件数 15件程度（予算の範囲内）

★高森町は平成25年度から「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。
連合が評価する活動として、

1. 美しい景観に配慮したまちづくりを行っている
 2. 住民による工夫した地域活動を行っている
 3. 地域特有の工芸品や生活様式を頑なに守っている
- 以上のことがあります。



そこで、下記の要件を満たす団体、活動に対して支援します。

- 対象団体**
(グループ)
- ① 高森町に活動拠点を有していること
 - ② 町民の5人以上が構成員となっていること
 - ③ 営利・政治又は宗教に関する活動を目的としないこと

- ① 植栽場所が、沿道等多くの人の目に触れる町内の場所で、所有者（管理者）から花の植栽について、承諾が得られていること
- ② 沿道等に概ね50m以上連続、又は面積が概ね50㎡以上、又は町長が適当と認めるもの
- ③ 一年草、多年草、宿根草、球根及び花木の類が連続的・集合的に植栽されていること

対象活動

裏面へ

対象経費

花の植栽に係る消耗品（種苗・球根・肥料・培養土・スコップ・プランター、借上料等）
※労務に対する費用や、飲食、親睦に要する経費等は該当しません。

- ①平成30年10月31日までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出する。

申請方法

②添付書類

- ・申請団体の規約（設立目的、組織、代表者等に関する定め）、役員名簿など
- ・植え付けを行う場所を示した地図及び写真

概算払い・事業の変更

- ①概算払い 事業実施前に交付決定額の全額を受領することができます。
- ②事業の変更 事業を変更（期間・金額等）する場合は、変更届けの提出が必要です。
- ③事業の中止 変更届けが必要です。
※事前にご相談ください。

- ①提出期限 事業終了後30日以内又は平成31年3月31日までのどちらか早い日

実績報告

- ②提出書類 実績報告書（様式第6号）

③添付書類

- ・補助事業決算書
- ・帳簿および証拠書類(写)
- ・その他必要書類（写真等）

備考

補助金交付申請書を役場にご提出頂き、役場からの交付決定後に着手することになります。
※交付決定前に着手した経費は、本事業の対象となりません。

お問い合わせ先

政策推進課 まちづくり係 岩下・工藤
0967-62-1111（内線 152・156）

